



DAIWA だより

2015年 第8号 発行：2015年2月 株式会社 ダイワ

梅のつぼみもそろそろ膨らみ春の気配を感じる季節となり、ますますご清祥のこととお喜びを申し上げます。

さて、今回の「DAIWA だより」は、化学物質による健康被害や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策が求められる社会情勢の中で、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)について、ご紹介をいたします。

この法律で、労働者に対する化学物質についてのリスクアセスメントの実施や、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施などが事業者に義務付けられ、平成28年6月頃までに順次施行される予定ですので、ご留意ください。

1 化学物質について

リスクアセスメントの実施が義務となります

■ 施行日 平成28年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{*1}による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施^{*2}が事業者の義務となります。

* 1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS:以前はMSDSと呼ばれていたもの)交付義務対象である640物質。

* 2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{*3}があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務^{*4}となります。

* 3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

* 4 法令に規定のない場合は、結果を踏まえて事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

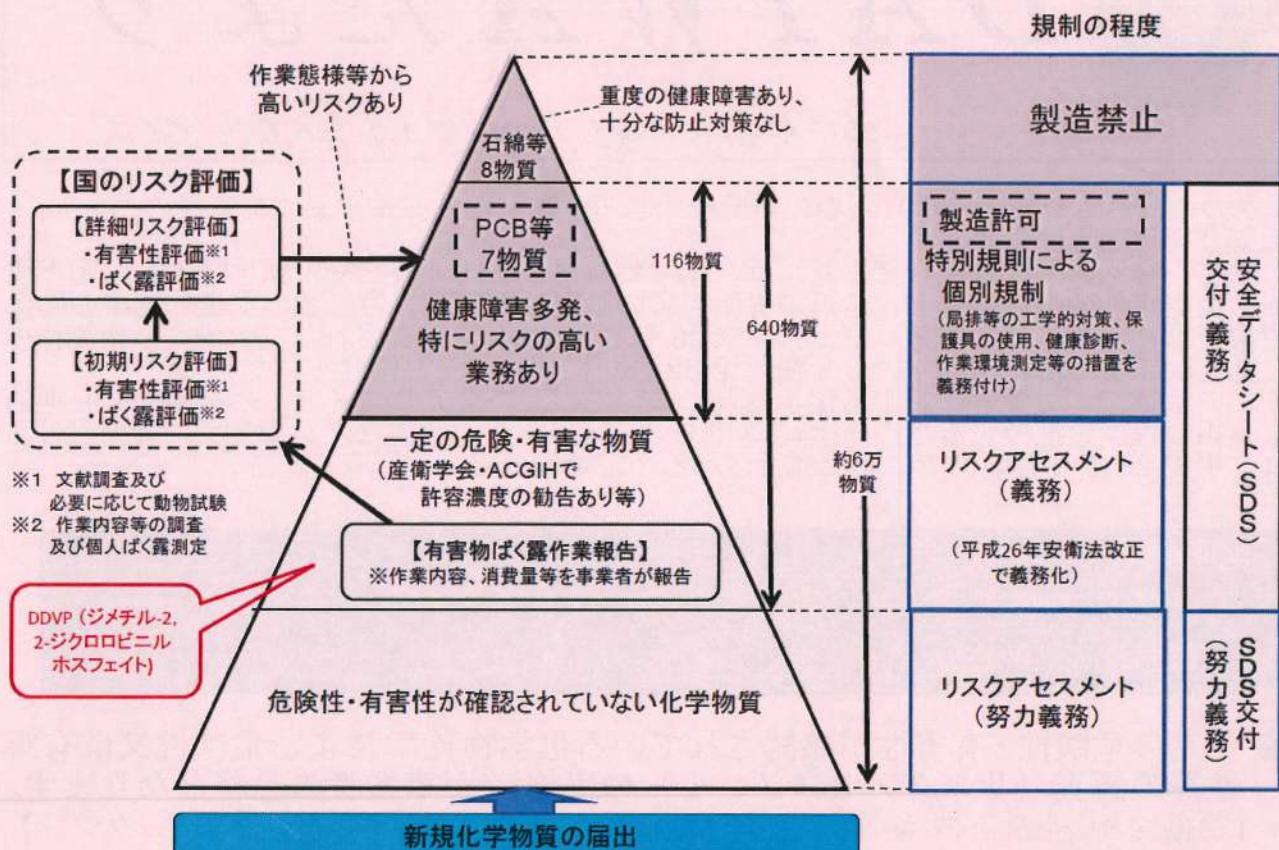
- 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

* リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

リスクアセスメント実施が義務付けられるのは、業種・規模にかかわらず対象化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者である。

事業者が対象物質を譲渡又は提供する場合、SDSの交付が義務付けられており、これは化学物質の危険有害性情報を適切に伝達するためである。一方で、リスクアセスメントの実施は、化学物質を取り扱う労働者の安全を目的としており、実施義務を負う事業者はSDS交付義務を負う事業者とは必ずしも重複しない。たとえば、農林漁業、鉱業、建設業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、洗濯・理美容・浴場、廃棄物処理など、事業内容からしてSDS交付義務を負うことが想定しにくい業種においても、今後は対象物質を把握し、リスクアセスメントを実施する必要がある。

化学物質のリスクアセスメント実施にかかる労働安全衛生法改正の概要



化学物質の定性的なリスクアセスメントは、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」コントロールバンディングで簡単に評価することができます。

インターネットで「コントロールバンディング支援ツール」で検索しますと、「リスクアセスメント実施支援ツールシステム—職場のあんぜんサイト」厚生労働省が出てきますので、使用されている化学物質の安全データシート（SDS）を手元にご用意していただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できると、厚生労働省は申しています。

ただ、「コントロールバンディング法」は安全サイドに評価されるため、事業者は過大な投資等を伴う不利な評価になってしまいます。私どもも今後、化学物質のリスクアセスメントに関し、事業者様にお役に立てるよう勉強をしてまいります。

2. ストレスチェックの実施等が義務となります

■ 施行日 平成27年12月までに施行される予定(今後政令で規定)

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等^{*1}による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）^{*2}を実施することが事業者の義務となります。

(労働者数50人未満の事業者は当分の間努力義務)

- * 1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。
- * 2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
 - 検査の結果、一定の要件^{*3}に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- * 3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置^{*4}を講じることが事業者の義務となります。
- * 4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮深夜業の回数の減少等の措置を行なうこと。

3. 受動喫煙防止措置が努力義務となります。

- 施行日 平成 27 年 6 月までに施行される予定（今後政令で規定）
- 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置^{*}を講じることが事業者の努力義務となります。
- * 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます。

- 施行日 平成 27 年 6 月までに施行される予定（今後政令で規定）
- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することできるようになります。
 - 計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるようになります。

5. 法第 88 条第 1 項の届出を廃止します。

- 施行日 平成 26 年 12 月までに施行される予定（今後政令で規定）
- 規模の大きい工場等で建築物、機械等の設置、移転等を行なう場合の事前届出が廃止されます。
- 届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が 300 キロワット以上の事業場。

6. 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります。

- 施行日 平成 26 年 12 月までに施行される予定（今後政令で規定）

7. 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります。

- 施行日 平成 27 年 6 月までに施行される予定（今後政令で規定）
- ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。
 - 登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません。
- 労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要がある。

以上が平成 26 年中から平成 28 年 6 月までの間に順次施行される改正になります、事業者様・ご担当様には大変な努力が必要で、本人が「ストレスチェック」を受けたくなると思われます。私どもも色々と情報を集め少しでも、皆様のお役に立てるよう努力いたしますので、今後とも宜しくお願ひ致します。

くちょっと一休み> ラーメンを化学する

ラーメンについては諸説色々ありますが、今から 9000 年前にメソポタミアで栽培が始まった小麦は、小麦を粉にする臼とともにシルクロードを通り中国に伝えられました。西の粉食文化は焼くことが中心で、パンにして食べていました。その粉食が煮る文化の中国に渡り、麺のルーツといわれる「湯餅」(タンミエン)が生まれました。中国語の「餅」は米の餅でなく、小麦を原料にした食品です。また、「麺」は中国では粉をねって作ったものの全てを意味し、ワンタンも餃子の皮もみんな麺です。うどん状のものは区別して、麺條(ミンティアオ)といいます。

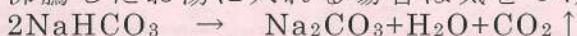
拉麺の製法は中国の北方に生まれ育ちました。それには伝説があり、ある寒村で山から湧き出る清水で、麺を打つと実に伸びがいい。昔から伝わる“拉”という引っ張る技術を使うと、麺の生地が面白いように伸び、細く滑らかで、すばらしい麺ができました。またある時、水脈探査に出かけると、鹹湖(かんこ)を発見しました。そこには大量のアルカリ性物質である鹹石があり、鹹石を切り出し、山の水を煮詰めると鹹水ができました。鹹水とはミネラル類を多く含んだ水で、この鹹水あってこそ、中国の麺独特の「足・腰」が出てきます。明治になると、海を渡った中国人が日本各地に南京町(中華街)を作り、「シナそば」の店を開店しました。中には拉麺の製法を得意とする北方の出身者がいて、“ラーメン”なる耳新しい言葉が日本人に憶えられることとなりました。

鹹水は日本では“魔法の粉”扱いされていましたが、成分が分析され、1957年から食品衛生法に基づき、炭酸ナトリウムと炭酸カリウム、それに重合リン酸塩をブレンドした鹹水が製造販売されるようになりました。これを水に約3%加え、よくこねると、タンパク質が変性し、弾性が増し、同時に歯切れのよいラーメン独特の「足・腰」が形成されます。鹹水はラーメン独特の風味をつけ、鹹水のアルカリは小麦中のフラボノイドという色素を変色させ、麺を黄色くします。

現在の日本のラーメンは独自の変化を遂げ、中国人が絶賛するものとなっているようです。

以前にテレビで即席ラーメンを生麺のようにする技が紹介されました。水を沸騰させ、重曹(炭酸水素ナトリウム: NaHCO₃)を少し入れて混ぜた後、麺をゆでます。ゆでたお湯は苦味があるので捨て、スープは別のお湯で作ります。簡単なので早速試してみようと思い、炭酸水素ナトリウムで作ろうと家族に話し、ドラッグストア(我が家の大娘はお菓子しか買ったことがないので、ドラッグストアはお菓子を売る店だと思っていた。)に行って重曹を買い、試してみました所、そのままのものよりは良かったのですが、ラーメン専門店のような麺にはなりませんでした。

重曹: 炭酸水素ナトリウムは約65°Cの水で熱分解し、炭酸ガスを発生させますので、沸騰したお湯に入れる場合は気をつけてください。



また、最近これもテレビでカレーを高級な味にする技を紹介していました。市販のルーでカレーを作るときに甜麺醤(てんめんじやん)と梅酒を入れる方法です。これも試してみましたが、タレントが絶賛するほどのものではありませんでした。多量に余った梅酒は焼酎のお湯割りで飲んでいます、これはおいしくいただいています。



株式会社 ダイワ <DAIWA>

- 本 社 ● 住所: 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 369
TEL: 0463 (53) 2222 (代) FAX: 0463 (53) 2233
- 千葉支店 ● 住所: 〒283-0062 千葉県東金市家徳 238-3
TEL: 0475 (58) 5221 (代) FAX: 0475 (58) 5415
- 小田原支店 ● 住所: 〒256-0811 神奈川県小田原市田島 734-14
TEL: 0465 (42) 2354 (代) FAX: 0465 (42) 1652